

神奈川県 F C トラック 燃料費等補助金

補助事業実施の手引

(令和 7 年度版)

＜注意事項＞

- 本補助事業は、「神奈川県 F C トラック 導入費補助金」の交付を受けて導入する F C トラックが対象です。
- 本補助事業は、補助事業（F C トラックの運用）に着手する前に申請する必要があります。補助事業は、交付決定通知を受領した後に着手してください。
- 交付決定よりも前に補助事業に着手した場合は、補助金交付の対象となりません。
- 審査には 1 か月ほどかかることがあります。申請書は、補助事業の着手予定日の 1 か月以上前に提出してください。
- 補助事業の完了日から起算して 2 か月以内又は令和 8 年 4 月 30 日（木）のいずれか早い期日までに実績報告書を提出してください。（郵送必着）

— 目次 —

はじめに	3
1 補助の概要	4
2 補助事業の実施の流れ	4
3 補助の内容	5
3－1 補助対象者	5
3－2 補助対象車両	5
3－3 補助対象経費	6
3－4 補助額	6
4 交付申請	7
4－1 受付期間	7
4－2 補助事業の着手	7
4－3 申請方法	7
4－4 提出書類	8
4－5 申請に当たっての留意事項	10
5 交付・不交付の決定	10
6 補助事業の実施	11
6－1 実施状況の確認	11
6－2 事業計画の変更	11
6－3 事業計画の中止・廃止	12
6－4 補助事業の実施に当たっての留意事項	12

— 目次（続き） —

7	補助事業の完了	・ ・ ・ ・ ・ 12
8	実績報告	・ ・ ・ ・ ・ 12
8－1	実績報告書の提出期限	・ ・ ・ ・ ・ 12
8－2	報告方法	・ ・ ・ ・ ・ 13
8－3	提出書類	・ ・ ・ ・ ・ 13
8－4	実績報告に当たっての留意事項	・ ・ ・ ・ ・ 16
9	補助金の交付	・ ・ ・ ・ ・ 16
9－1	補助対象車両の管理	・ ・ ・ ・ ・ 17
10	問合せ先・書類の提出先	・ ・ ・ ・ ・ 17
10－1	問合せ先	・ ・ ・ ・ ・ 17
10－2	書類の提出先	・ ・ ・ ・ ・ 17

はじめに

この手引きで使用される用語の定義は次のとおりです。

用語用語	定義
F Cトラック	F C V（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項の燃料の種類が「圧縮水素」である自動車）であって、 <u>車両総重量2.5トン超の貨物自動車</u> 及び貨物自動車をベース車両として架装物等動力構造以外の部分を変更した特種用途自動車をいいます。
水素燃料	水素ステーションにおいて、F Cトラックの車載タンクに充填する水素をいいます。
リース	契約の名称にかかわらず、F Cトラックの貸主（以下「リース事業者」といいます。）が、当該車両の借主（自動車検査証記録事項に記録される使用者。以下「使用者」といいます。）に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該車両を使用収益する権利を与え、借主は、当該車両の使用料を貸主に支払う契約であって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいいます。
転リース	リース事業者から当該車両のリースを受けた事業者（以下「転リース事業者」といいます。）が、リース事業者とのリースと概ね同一の条件で、さらに同一車両を第三者にリースする取引をいいます。
要綱	「神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱」のことをいいます。
要領	「神奈川県F Cトラック導入費・燃料費等補助金実施要領」のことをいいます。
手引	「神奈川県F Cトラック燃料費等補助金 補助事業実施の手引」（この手引）のことをいいます。
補助事業	法人（公共法人は除きます。）又は個人事業者が、F Cトラックを運用する事業をいいます。

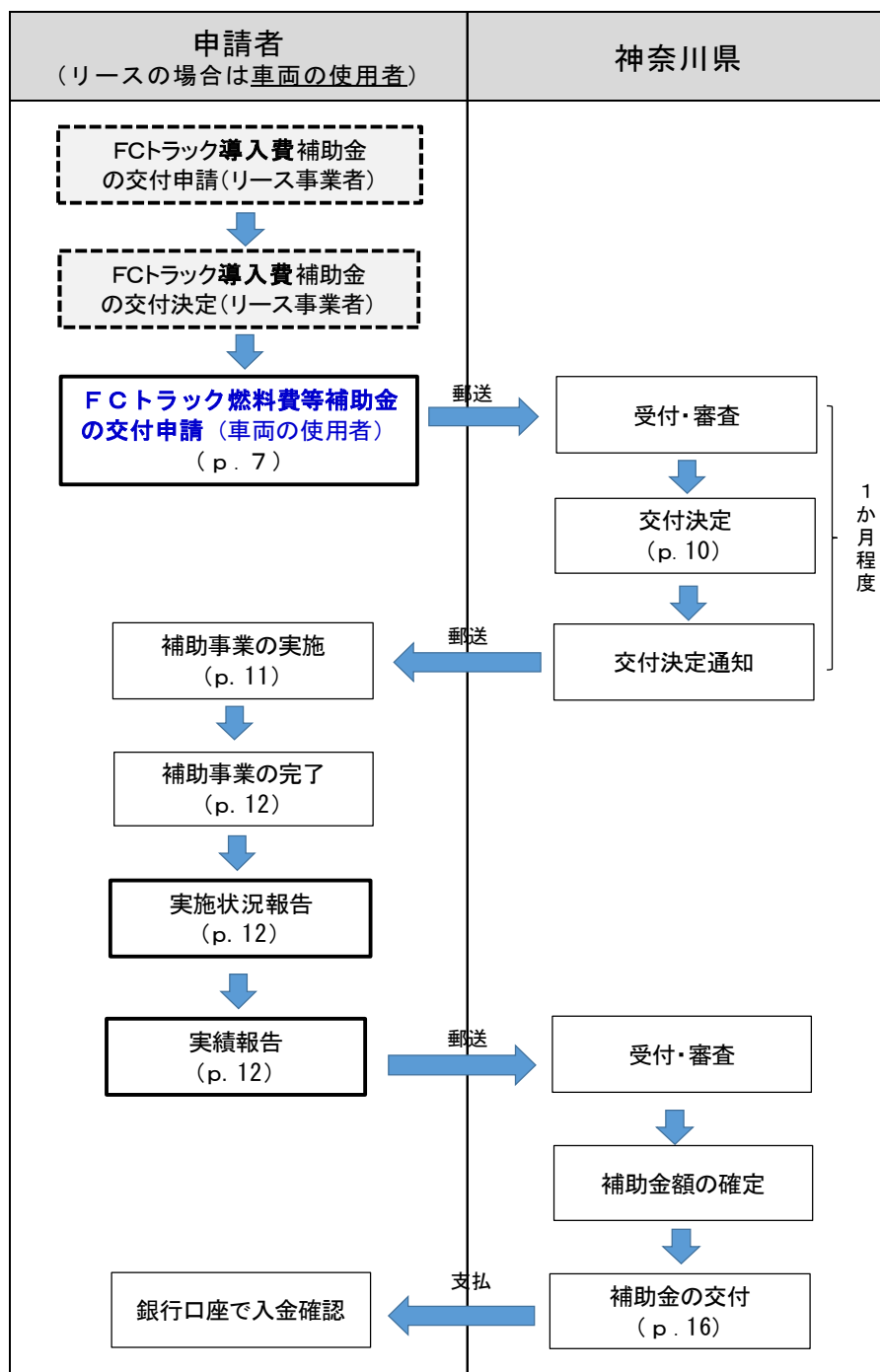
1 補助の概要

県内でF Cトラックを運用する経費の一部を補助します。

○ 予算

1,050 万円

2 補助事業の実施の流れ



3 補助の内容

3-1 補助対象者

補助事業で運用するF Cトラックの自動車検査証記録事項上の所有者となる法人（※）又は個人事業者です。ただし、F Cトラックをリースにより運用する場合は、F Cトラックの使用者となる法人（※）又は個人事業者です。

※ 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人は対象外です。

3-2 補助対象車両

次の要件を全て満たす必要があります。

車両の要件
ア 「神奈川県F Cトラック導入費補助金」の交付を受けて導入された車両であること。
イ 自動車検査証記録事項の次の項目が記載のとおりであること。 ・使用の本拠の位置 : 神奈川県内 ・燃料の種類 : 「圧縮水素」
ウ 自動車販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用する車両でないこと。
エ F Cトラックの製造者が自ら使用する車両でないこと。

3-3 補助対象経費

ＦＣトラックの運用に係る経費とディーゼルトラック（※）の運用に係る経費の差額（次の①と②の計）です。

※ 運用するＦＣトラックと積載量、全長等の仕様が同等であるディーゼルトラックのことをいいます。

車両の運用に係る経費	
① <u>ＦＣトラックの水素燃料費と、</u> <u>水素充填量実績に軽油相当分単価（※）を乗じた額との差額</u>	
※軽油相当分単価は、次のとおり算出します。	
ＦＣトラックの燃費 (km/kg)	× 軽油価格 (150円/ℓ)
	÷ ディーゼル車の燃費 (km/ℓ)
② <u>ＦＣトラックのリース契約に含まれるメンテナンス費用と、</u> <u>ディーゼルトラックのリース契約に含まれるメンテナンス費用との差額</u>	

- ・ 値引きがある場合は、値引き後の金額です。
- ・ 消費税及び地方消費税は含みません。
- ・ 補助事業者と次のいずれかの関係にある会社から調達する場合は、利益等を除いた金額とします。他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含みます。

- (1) 補助事業者自身
 - (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
 - (3) 補助事業者の関係会社（上記以外）

3-4 補助額

次のア及びイのうちのいずれか低い額です。（千円未満は切捨て）

補助額の算出方法
ア 補助対象経費に4分の1を乗じた額
イ 105万円
ただし、補助額と国の補助金(※)の合計額が補助対象経費を超えないこと。

※名称のいかんを問わず補助金相当と認められるものを含みます。

4 交付申請

4-1 受付期間

受付期間
令和7年4月25日（金）から令和8年1月30日（金）（必着）まで

- ・ 補助事業の着手の予定日の1か月以上前に申請書を提出してください（着手に当たる行為については「4-2 補助事業の着手」を確認してください。）。
- ・ 審査に1か月以上かかることがあります。書類に不備等がある場合はさらに時間がかかります。余裕をもって交付申請してください。
- ・ 受付期間中であっても、予算額を超える申請があった場合は、受付を締め切ることがあります。
- ・ 予算額の終了時点で複数の交付申請があったときは、抽選（くじ引き方式）で交付対象とする申請を選定する場合があります。（審査は別途行います。）
- ・ 受付状況及び抽選の詳細は、神奈川県F Cトラック導入費・燃料費等補助金のホームページ（※）上でお知らせします。

※<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/fc-truck.html>

4-2 補助事業の着手

次の行為をいいます。

補助事業の着手に当たる行為
車両の運用開始 ※原則として車両登録日（リースの場合は、リース契約の開始日）とします。

- ・ 県が交付決定（「5 交付・不交付の決定」を参照）をする前にF Cトラックの運用を開始した場合、補助金の交付を受けられません。

4-3 申請方法

郵送（極力、追跡できる郵送方法）で提出してください。

- ・ 書類の提出先は、「10-2 書類の提出先」を確認してください。
- ・ 持込みでの提出は受け付けません。

4-4 提出書類

提出する書類は次のとおりです。次表で提出が必要な書類を確認してください。

No	提出書類	申請者 (車両の使用者)	
		個人 事業者	法人
1	神奈川県 F Cトラック燃料費等補助金交付申請書 (別表 5 第15号様式)	○	○
2	神奈川県 F Cトラック燃料費等補助金事業計画書 (別表 5 第15号様式別紙 1)	○	○
3	申請者等の確認書類	○	○
4	役員等氏名一覧表 (別表 5 第15号様式別紙 2)	—	○
5	神奈川県 F Cトラック導入費補助金交付決定通知書の写し	○	○
6	利益等の排除に関する書類	△	△
7	その他知事が必要と認める書類	△	△

○：提出が必要なもの、△：必要に応じて提出するもの

- ・申請書の様式は、神奈川県 F Cトラック導入費・燃料費等補助金のホームページ (※) からダウンロードしてください。

※<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/fc-truck.html>

(1) 神奈川県 F Cトラック燃料費等補助金交付申請書 (別表 5 第 15 号様式)

記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

- ・ リースの場合は、車両の使用者が申請してください。

(2) 神奈川県 F Cトラック燃料費等補助金事業計画書 (別表 5 第 15 号様式別紙 1)

記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

(3) 申請者等の確認書類

申請者の区分によって次の書類を提出してください。

申請者の区分	提出書類
個人事業者	・ 運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、マイナンバーカード(表面)のいずれかの写し又は住民票の写し(※)の写し又はそれを複写したもの ・ 事業所の所在地を証する書類
法人	現在事項又は履歴事項証明書(※)の原本又は写し

※ 発行日から3か月以内の原本又は写しを提出してください(登記情報提供サービスから出力したものは不可)。

(4) 役員等氏名一覧表(別表5第15号様式別紙2)

申請者が法人の場合は、記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

(5) 神奈川県FCTラック導入費補助金交付決定通知書の写し

燃料費等補助金の申請者と、導入費補助金交付決定通知書の申請者(リースの場合は、車両の使用者)が同一であるものを提出してください。

(6) 利益等の排除に関する書類

次のいずれかの関係にある会社から調達する場合は、補助対象経費が利益等を排除した金額であると分かる書類を提出してください。

- 補助事業者自身
- 100パーセント同一の資本に属するグループ企業
- 補助事業者の関係会社(上記以外)

※他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含みます。

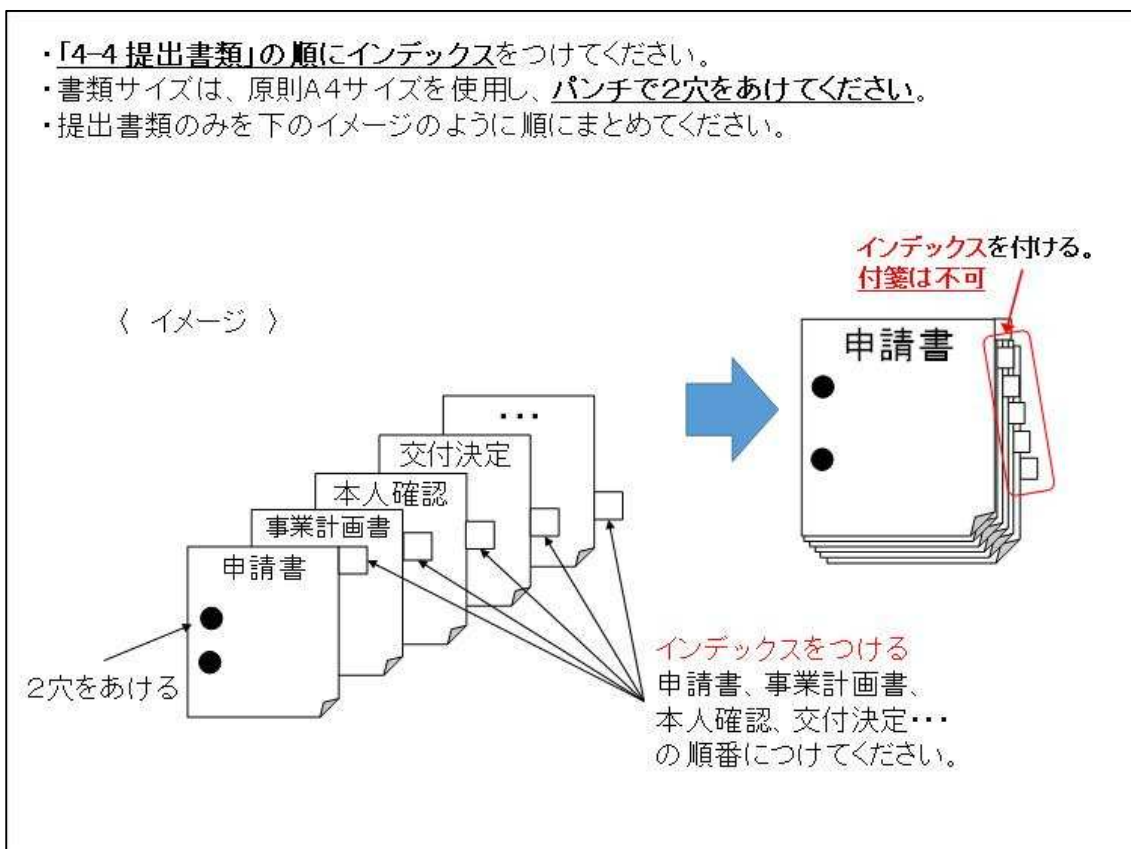
(7) その他知事が必要と認める書類

必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。

- ・ 車両の使用の本拠の位置が、住民票や登記事項証明書から確認できない場合は、その位置と申請者の関連が分かるパンフレットやホームページの印刷物等を添付してください。

4-5 申請に当たっての留意事項

- ・ 提出書類には、インデックスを付けてください。



- ・申請書を手書きで記入する場合は、黒色又は青色のボールペンで記入してください。（鉛筆や消すことができるインクのペンで記入したものについては、受け付けません。）
- ・提出された書類の返却はしません。申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- ・提出された申請書の記載内容に軽微な誤りがあった場合には、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲で訂正することがあります。

5 交付・不交付の決定

提出のあった交付申請書を審査し、補助金の交付の可否について決定した上で、申請者に書面で通知します。

- ・ 交付決定通知は補助事業終了後も必要となりますので大切に保管してください。

6 補助事業の実施

補助事業は、交付決定通知を受領した後に、通知に記載された内容に従って実施してください。

注意事項
<u>交付決定通知の受領前に</u>補助事業の着手に当たる行為（詳しくは「4-2 補助事業の着手」を確認してください。）を行った場合は、<u>補助金を交付できません。</u>

・次の場合には、速やかに県に報告し、その指示を受けてください。

- | |
|-------------------------------|
| ア 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合 |
| イ 補助事業が事業完了予定日までに完了しない場合 |
| ウ 補助事業の遂行が困難となった場合 |

6-1 実施状況の確認

県が補助金の交付決定をした後に、状況確認をするため、現地調査等を行う場合があります。

6-2 事業計画の変更

県が補助金の交付決定をした後に、補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに次の書類を提出してください。

計画の変更時に提出が必要な書類
神奈川県F Cトラック燃料費等補助金変更承認申請書（別表5 第18号様式）
変更内容が確認できる書類

・交付決定額の20%を超える減額が生じない場合は、提出不要です。

6-3 事業計画の中止・廃止

県が補助金の交付決定をした後に、補助事業を中止・廃止しようとする場合は、速やかに次の書類を提出してください。

計画の中止・廃止時に提出が必要な書類
神奈川県F Cトラック燃料費等補助金中止・廃止承認申請書（別表5第21号様式）

6-4 補助事業の実施に当たっての留意事項

次に該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- | |
|--|
| ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
イ 補助金を他の用途に使用したとき。
ウ 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
エ 補助事業の実施に関して、不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。 |
|--|

7 補助事業の完了

次のいずれか早い日をいいます。

- | |
|---------------------------------|
| ア 車両の運用を終了した日
イ 令和8年3月31日（火） |
|---------------------------------|

8 実績報告

8-1 実績報告書の提出期限

次のいずれか早い日まで（必着）です。

- | | |
|--|-----|
| ア 補助事業が完了した日の翌日から起算して2か月以内
イ 令和8年4月30日（木） | （※） |
|--|-----|

※補助事業が完了しているものの、令和8年3月31日（火）までに実績報告書を提出できない場合は、令和8年3月31日（火）までに次の書類を提出してください。（必着）

令和8年3月31日（火）までに実績報告ができない場合に提出が必要な書類
神奈川県F Cトラック燃料費等補助金実施状況報告書（別表5第24号様式）

8-2 報告方法

郵送（極力、追跡できる郵送方法）で提出してください。

- ・書類の提出先は、「10-2 書類の提出先」を確認してください。

8-3 提出書類

提出する書類は次のとおりです。次表で提出が必要な書類を確認してください。

No	提出書類	申請者 (車両の使用者)	
		個人 事業者	法人
1	神奈川県 F Cトラック燃料費等補助金実績報告書 (別表 5 第25号様式)	○	○
2	神奈川県 F Cトラック燃料費等補助金事業結果報告書 (別表 5 第25号様式別紙)	○	○
3	振込先口座情報の確認書類	○	○
4	自動車検査証記録事項の写し	○	○
5	F Cトラックの賃貸借契約書の写し及び同等仕様であるディーゼル トラックの賃貸借契約書案	△ ※リース の場合	△ ※リース の場合
6	F Cトラックの運用に係る経費の請求書等の写し	○	○
7	F Cトラックの運用に係る経費の額を証する書類	△	△
8	経費の支払を証する書類の写し	○	○
9	その他知事が必要と認める書類	△	△

○：提出が必要なもの、△：必要に応じて提出するもの

- ・報告書の様式は、神奈川県 F Cトラック導入費・燃料費等補助金のホームページ（※）からダウンロードしてください。

※<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/fc-truck.html>

(1) 神奈川県 F Cトラック燃料費等補助金実績報告書（別表 5 第 25 号様式）

記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

(2) 神奈川県 F Cトラック燃料費等補助金事業結果報告書（別表 5 第 25 号様式別紙）

記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

(3) 振込先口座情報の確認書類

通帳の写しなど、次の事項が確認できる書類を提出してください。

- | |
|------------------------|
| ア 補助金振込先の口座名義人（フリガナ） |
| イ 金融機関名及び店名（金融機関コード含む） |
| ウ 預金の種類 |
| エ 口座番号 |

・ 申請者名義の口座に限ります。

・ ネットバンク等で通帳がない場合は、上記の事項を確認できる画面、キャッシュカード等の写しで可とします。

(4) 自動車検査証記録事項の写し

申請者と所有者（リースの場合は使用者）が同一であるものを提出してください。

(5) F Cトラックの賃貸借契約書の写し及び同等仕様であるディーゼルトラックの賃貸借契約書案

メンテナンス費用を含むものを提出してください。

(6) F Cトラックの運用に係る経費の請求書等の写し

次の金額が全て確認できるものを提出してください。

- | 金額等 |
|-----------------------------|
| ・ F Cトラックの水素燃料費、水素充填量 |
| ・ F Cトラックのリース料（メンテナンス費用を含む） |
| ・ 消費税及び地方消費税 |

・ 請求書等から上表の金額が確認できない場合は(7)も提出してください。

(7) F Cトラックの運用に係る経費の額を証する書類

(6)の表に記載の金額が全て確認できる書類を提出してください。

・ (6)の書類から確認できる場合は提出不要です。

・ 適当な書類がない場合は、任意の様式に必要事項を記載してください。

(8) 経費の支払を証する書類の写し

補助事業に係る支払を証する領収書等の写しを提出してください。

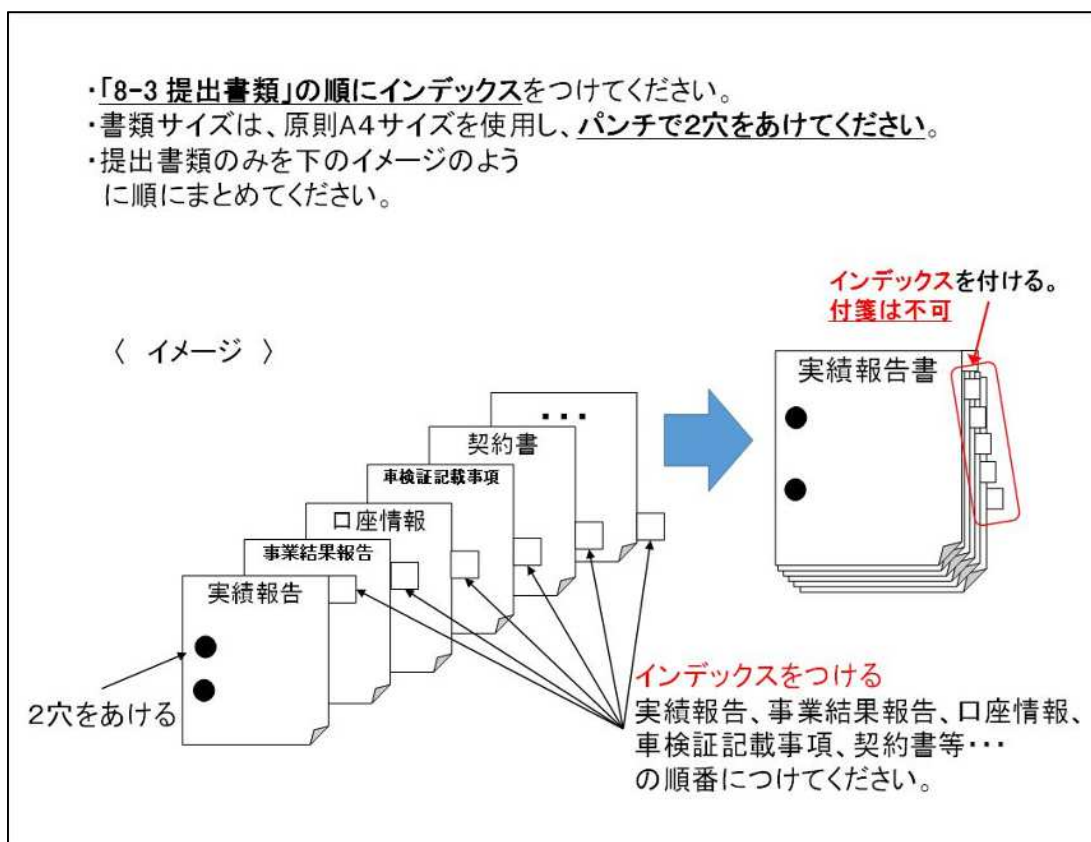
- ・ 補助対象経費の支払に相当する領収書が複数枚に分かれる場合は、それぞれの領収書の写しを提出してください。
- ・ 印紙税法（昭和 42 年法律第 23 号）の適用を受ける領収書は印紙が貼られているものの写しに限ります。
- ・ 銀行振込み等で領収書が無い場合は、銀行発行の振込み証明書（振込金受取書等）の写しを提出してください。
- ・ 領収書等の宛名と申請者は、同一である必要があります。

(9) その他知事が必要と認める書類

必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。

8-4 実績報告に当たっての留意事項

提出書類には、インデックスを付けてください。



- ・実績報告書を手書きで記入する場合は、黒色又は青色のボールペンで記入してください。（鉛筆や消すことができるインクのペンで記入したものについては、受け付けません。）
- ・提出された書類の返却はしません。実績報告書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- ・提出された実績報告書の記載内容に軽微な誤りがあった場合には、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲で訂正することがあります。

9 補助金の交付

実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定した後、指定の口座に補助金を振り込みます。

- ・交付決定時と金額が異なる場合は、その旨の通知をします。
- ・交付決定時から金額に変更がない場合は、通知はしません。 指定の銀行口座で入金を確認してください。

9-1 補助対象車両の管理

補助金の交付を受けた者は、次の点に留意してください。

ア 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日に属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に法人を解散させる場合には、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

イ 次の場合、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。

- ・個人事業者にあっては、住所又は氏名を変更したとき。
- ・法人にあっては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

10 問合せ先・書類の提出先

10-1 問合せ先

神奈川県脱炭素戦略本部室 運輸グループ

F Cトラック燃料費等補助金担当

電話 045-210-4133

受付時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く。）

8：30～17：15（12：00～13：00 は除く。）

10-2 書類の提出先

各種書類を提出する場合は、1部、次の宛先に郵送してください。

（県から問合せがあったときのために必ず写しを手元に保管してください。）

〒231-8588

横浜市中区日本大通 1

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室 運輸グループ

F Cトラック燃料費等補助金担当